

山口県中学校体育連盟引率規程

山口県中学校体育連盟

- 1 参加生徒の引率・監督は出場校の校長・教員とする。
- 2 引率上の留意点、大会会場における留意点
 - (1) 大会要項を遵守し、責任ある行動をとる。
 - (2) 引率時は、公の交通機関を利用する。(引率上の責任は引率者にある)
 - (3) 引率については、外部指導者1名につき1校とする。
 - (4) 引率者は、大会運営に協力する。
 - (5) 大会結果と、帰校報告を当日中に行う。
 - (6) 引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合、退場を命じ生徒は失格となることもある。
- 3 引率者の特例
 - (1) 県内大会の個人種目への生徒参加について、校内に設置部（県中体連に登録した部）があり、顧問が引率できず校長がやむを得ないと判断した場合に限り、校長が承認した県中体連登録の外部指導者による引率を認める。
 - (2) 参加できる個人種目は次のとおりとする。
陸上競技、水泳競技、体操・新体操、相撲、柔道、剣道、ソフトテニス、卓球、弓道
バドミントン、スキー、テニス
 - (3) 団体で出場する場合には認めない。陸上競技、水泳競技のリレーは個人種目として扱わない。
 - (4) 外部指導者の引率者には、監督の資格を与えない。
この際の監督は、校長が様式1・2・3（別紙）により依頼し、承諾を得た他の学校の校長・教員とする。
- 4 その他
中国大会・全国大会の引率については、各大会の要項に記載されているとおりとする。

附 則

本規程は、平成14年4月23日これを制定、平成14年度山口県春季体育大会より実施する。

本規程は、平成15年4月22日これを改正、実施する。

本規程は、平成19年4月24日これを制定、平成19年度各種山口県選手権大会より実施する。